国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程新旧対照表

2

3

(前略) (育児休業の申出等) 第5条 2 (略) 3 大学は、育児休業の申出について、その事由を 確認する必要があると認めるときは、当該申出を した教職員に対して、証明書類の提出を求めるこ とができる。 (育児休業開始予定日の変更) 第6条 (略) (育児休業終了予定日の変更) 第7条 2 (略) 3 第5条第4項の規定は、育児休業終了予定日と された日の変更の申出について準用する。

(中略)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

- 第13条 育児休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなす。
- 2 前項の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(中略)

(育児休業に係る規定の準用)

第20条 第6条から第8条まで、第10条<u>及び第</u> 12条の規定は、育児部分休業及び育児早退休業 者について準用する。 (育児休業の申出等)

第5条 2 3 4 (同 左) 第6条 第7条

- 第7条の2 育児休業の申出をした教職員が、その 希望する変更後の育児休業終了予定日の1月前の 日までに申し出た場合であって、大学が適当と認 めるときは、当該申出に係る育児休業終了予定日 を育児休業終了予定日とされた日前の日に変更す ることができる。
- 第7条の3 第5条第4項の規定は、前2条の規定 による育児休業終了予定日とされた日の変更の申 出について準用する。

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第13条 育児休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(平成16年4月1日総長裁定)第35条の規定によりその者の号俸を調整することができる。

(育児休業に係る規定の準用)

第20条 第6条から第8条まで<u>及び</u>第10条の規 定は、育児部分休業及び育児早退休業者について 準用する。

改	正前	改	正	後
		第3章の2		の早出遅出勤務
		(育児を行う教験	戦員の早出遅	出勤務)
		第20条の2 教師	戦員は、小学	校就学の始期に達す
		るまでの子を養育		、大学に請求するこ
		とにより、始業が	ひ終業の時	
		又は介護を行うな		してあらかじめ定め
				時間の割振りによる
			出遅出勤務」	
		とができる。ただ		<u></u>
			<u>20、次3の</u>)でない。	<u> </u>
				とのできない教職員
				<u></u>
		求に係る子の親で		
				<u>として次の各号のい</u> れを行うことができ
			3-物口は、こ	11で11フェミかでき
		<u>ない。</u> (4) 脚光に計り	r+>+× /	女田仕坐っ 小小 ヘリ
				育児休業その他の休
				及び1週間の所定勤
		務日数が2日以		
				しくは精神上の障害
				育することが困難な
		状態にある者で		<u>.</u>
				にあっては、14週
				あるか又は産後8週
		間を経過しない		
		(4) 請求に係る	<u> と同居して</u>	いる者であること <u>。</u>
		(育児を行う教験	戦員の早出遅	出勤務の請求等)
		第20条の4 育児	見を行う教職	員の早出遅出勤務の
		請求は、早出遅ら	出勤務をする	こととなる一の期間
		_(以下「早出遅出	出勤務期間」	という。) について、
		その初日(以下	「早出遅出勤	務開始予定日」とい
		う。) 及び末日(し	<u> </u>	出勤務終了予定日」
		という。) とする	日を明らか	にして、あらかじめ
		早出遅出勤務請求		
		2 第5条第4項の		項の請求について準
		<u>用する。</u>		
		第20条の5 前	条の規定にん	よる請求がなされた
				とされた日の前日ま
				る場合には、当該請
		求はされなかった		
		(1) 請求に係る		
				<u>。</u> る場合における離縁
		又は養子縁組の		
				<u>ったこと。</u> ったことその他の事
				職員と当該子とが同
		居しないこと		
				<u>。</u> 負傷、疾病又は身体
				<u> 長陽、沃州大は牙州</u> より、当該請求に係
				ない状態になったと
			מרכיזי ניפ	ない小窓になりたと
		<u>き。</u>		

改 正 前 正 後 第20条の6 早出遅出勤務期間は、次の各号の に該当する場合には、第20条の4第1項の規定 にかかわらず、当該事情が生じた日の前日(第1 号及び第2号に掲げる事情が生じた場合にあって は、 当該事情が生じた日) に終了する。 (1) 前条各号に掲げるいずれかの事由が生じたと (2) 請求に係る子が小学校就学の始期に達したと <u>(3) 請求を行った教職員について産前の休暇又は</u> 産後の休暇が開始されたとき。 (4) 請求を行った教職員について新たに第3条の 規定による育児休業が開始されたとき。 (5) 請求を行った教職員について新たに第31条 の規定による介護休業が開始されたとき 請求を行った教職員は、前項第1号に掲げる事 情が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届 出しなければならない。 3 第5条第4項の規定は、前項の届出について準 用する。 (中略)

(育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等) 第23条 育児を行う教職員の時間外勤務の制限の 請求は、制限時間を超えて勤務時間を延長しては ならないこととなる一の期間(1月以上1年以内 の期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」とい う。)について、その初日(以下「育児による時間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以 下「育児による時間外勤務制限終了予定日」とい う。)とする日を明らかにして、育児による時間 外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務 ・深夜勤務制限請求書により行うものとする。

2 (略)

(中略)

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等) 第28条 育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、その期間中は深夜において勤務させてはならないこととなる一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「育児による深夜勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「育児による深夜勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、時間外勤務・深夜勤務制限請求書により行うものとする。

2 (略) (中 略) (育児を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等) 第23条 育児を行う教職員の時間外勤務の制限の 請求は、制限時間を超えて勤務時間を延長しては ならないこととなる一の期間(1月以上1年以内 の期間に限る。以下「時間外勤務制限期間」とい う。)について、その初日(以下「育児による時 間外勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以 下「育児による時間外勤務制限終了予定日」とい う。)とする日を明らかにして、育児による時間 外勤務制限開始予定日の前日までに、時間外勤務 制限請求書により行うものとする。

(育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等) 第28条 育児を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、その期間中は深夜において勤務させてはならないこととなる一の期間(1月以上6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。)について、その初日(以下「育児による深夜勤務制限開始予定日」という。)及び末日(以下「育児による深夜勤務制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、育児による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、深夜勤務制限請求書により行うものとする。

2 (同左)

<u>い</u> (介護休業の申出等)

第32条 介護休業の申出は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、当該介護休業開始予定日の前日から起算して1週間前の日までに、介護休業申出書により行うものとする。

2 3 (中略)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

- 第39条 介護休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなす。
- 2 前項の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日又はその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は当該期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。
- 3 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

(中略)

(介護部分休業の申出等)

第42条 介護部分休業の申出は、介護部分休業を 開始しようとする日<u>の前日から起算して1週間前</u> <u>の日までに</u>介護部分休業申出書により行うものと する。

2 (略) 第43条

<u>の</u> (介護休業の申出等)

第32条 介護休業の申出は、介護休業をすることとする一の期間について、その初日(以下「介護休業開始予定日」という。)及び末日(以下「介護休業終了予定日」という。)を明らかにして、<u>あらかじめ</u>介護休業申出書により行うものとする。

2 } (同 左)

(職務復帰後における給与等の取扱い)

第39条 介護休業をしていた教職員が職務に復帰した場合には、当該介護休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなし、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則第35条の規定によりその者の号俸を調整することができる。

(介護部分休業の申出等)

第42条 介護部分休業の申出は、介護部分休業を 開始しようとする日<u>を明らかにして、あらかじめ</u> 介護部分休業申出書により行うものとする。

> 第7章の2 介護のための早出遅出勤務 (介護を行う教職員の早出遅出勤務)

第43条の2 教職員は、要介護者を介護するため に、大学に請求することにより、早出遅出勤務を することができる。ただし、業務の正常な運営を 妨げる場合は、この限りでない。

(介護を行う教職員の早出遅出勤務の請求等)

- 第43条の3 介護を行う教職員の早出遅出勤務の 請求は、早出遅出勤務期間について、早出遅出勤 務開始予定日及び早出遅出勤務終了予定日とする 日を明らかにして、あらかじめ早出遅出勤務請求 書により行うものとする。
- 2 第5条第4項の規定は、前項の請求について準 用する。

改 正 前 正 後 前条の規定による請求がなされた 第43条の4 早出遅出勤務開始予定日とされた日の前日ま でに、次の各号の一に該当する場合には、 求はされなかったものとみなす <u>(1) 請求に係る要介護者が死亡したとき</u> (2) 離婚、婚姻の解消、離縁等により請求に係る 要介護者との親族関係が消滅したとき (3) 請求を行った教職員が、負傷、疾病又は身体 上若しくは精神上の障害により、要介護者を介 護することができない状態になったとき。 第43条の5 早出遅出勤務期間は、次の各号の に該当する場合には、第43条の3第1項の規定 にかかわらず、当該事情が生じた日の前日(第1 号及び第2号に掲げる事情が生じた場合にあって 当該事情が生じた日)に終了する。 (1) 前条各号に掲げるいずれかの事由が生じたと (2) 請求を行った教職員について産前の休暇又は 産後の休暇が開始されたとき。 (3) 請求を行った教職員について新たに第3条の 規定による育児休業が開始されたとき。 (4) 請求を行った教職員について新たに第31条 の規定による介護休業が開始されたとき 説がたによる。 請求を行った教職員は、前項第1号に掲げる事 情が生じた場合には、遅滞なくその旨を大学に届 出しなければならない 第5条第4項の規定は、前項の届出について準 用する。 (介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等) 介護を行う教職員の時間外勤務の制限の制限の制限の制限的間を超える時間外勤務制限期間にその初日(以下「介護による時間外勤務 第45条 請求は、 請求は、 ついて. ついて. 制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介

第45条 護による時間外勤務制限終了予定日」という。 とする日を明らかにして、介護による時間外勤務 制限開始予定日の前日までに、時間外勤務・深夜 勤務制限請求書により行うものとする。

(略)

(中 略) (介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等) 第50条 介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、深夜勤務制限期間について、その初日(以 下「介護による深夜勤務制限開始予定日」という 及び末日(以下「介護による深夜勤務制限終了予 定日」という。)とする日を明らかにして、育児 による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、 時間外勤務・深夜勤務制限請求書により行うもの とする。

(略) (後略) (介護を行う教職員の時間外勤務の制限の請求等) 介護を行う教職員の時間外勤務の制限の 制限時間を超える時間外勤務制限期間に その初日(以下「介護による時間外勤務 制限開始予定日」という。)及び末日(以下「介 護による時間外勤務制限終了予定日」という。 とする日を明らかにして、介護による時間外勤務 制限開始予定日の前日までに、時間外勤務制限請 求書により行うものとする。

(同 左)

(介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求等) 第50条 介護を行う教職員の深夜勤務の制限の請求は、深夜勤務制限期間について、その初日(以 下「介護による深夜勤務制限開始予定日」という。 及び末日(以下「介護による深夜勤務制限終了予 定日」という。)とする日を明らかにして、育児 による深夜勤務制限開始予定日の1月前までに、 深夜勤務制限請求書により行うものとする。

(同 左)

附 この規程は、平成18年4月1日から施行する。